最終更新日：2021年7月2日
日本化学産業株式会社
代表取締役社長　柳澤英二
問合せ先：執行役員 総務部長　百瀬 譲
証券コード：4094
https://www.nihonkagakusangyo.co.jp/

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1．基本的な考え方

当社は、創業以来、無機・有機金属薬品を中心とする薬品事業と金属加工製品を中心とする建材事業の二つを柱として「顧客ニーズに対応した高品質・高付加価値製品の開発、新規事業の開拓とその実績化」により成長力を確保するとともに、「企業は公器」との理念に基づき、透明性、信頼性の高い企業運営を図って「株主」「取引先」「社員」「地域社会」の期待に応え、共に発展していくことを経営の基本方針としております。
また、当社は、上記経営の基本方針を実現し、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図るために、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいます。
・当社は、株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。
・当社は、社会的責任の重要性を認識し、株主、顧客、取引先、社員及び地域社会を始めとした様々なステークホルダーとの適切な協働に努め、企業倫理を尊重して業務を運営する企業文化・風土を醸成してまいります。
・当社は、ステークホルダーとの建設的な対話を行う基盤を構築するために、非財務情報を含む会社情報の適切な開示と、企業経営の透明性の確保に努めてまいります。
・当社は、取締役会による業務執行の監督機能の実効性確保に努めてまいります。
・当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、ステークホルダーとの間で建設的な対話を行います。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－4　株主総会議決権の電子行使、招集通知の英訳】
当社は、現在、当社の株主総会における議決権行使率が例年約80%で推移し、また海外投資家比率が比較的低い状況が続いているため、コスト等を勘案し、議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用していません。今後、株主構成の変化等の状況に応じて検討を進めます。

【補充原則3－1－2　英語での情報の開示・提供】
当社では、英語での情報の開示・提供については、現状の当社株主構成とその効果を勘案し、行っておりませんが、今後、株主構成の変化等状況に応じて検討を進めます。

【原則1－4　政策保有株式】
＜株式等の政策保有に関する方針＞
当社は取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、又は協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該会社の株式を取得し保有することができるものとしています。保有した株式については資本コストを勘案した中長期的な経済合理性や保有先との取引関係維持・強化の観点から保有の合理性について検証しており、直前事業年度はその観点から数社の株式を売却しました。
＜政策保有株式に係る議決権行使基準＞
当社は、政策保有株式の議決権について、当社の中長期的な企業価値向上に繋がるか否かを個別に精査したうえで議案への賛否を判断しております。
具体的には、政策保有先の業績等の長期低迷や組織再編、重大なコンプライアンス違反の発生等の事情により、議決権の行使にあたり特別な注意を要する場合には、政策保有先との対話を含む様々な方法により、十分な情報を収集のうえ、当社の企業価値を棄損するような議案には、肯定的な判断をいたしておりません。

【補充原則4－1－3　最高経営責任者の後継者計画】
当社は現在のところ、最高経営責任者の後継者については計画しておりません。今後、状況に応じて取締役会において検討してまいります。
当社は、最高経営責任者についてはこれまでの業績やマネジメント能力・管理能力等を総合的に考慮した上で取締役会の決議により決定してまいりましたが、今後は最高経営責任者の後継者の具体的な計画の策定については、指名報酬委員会の役割を含め検討してまいります。

【原則4－11　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
取締役会は、適切かつ迅速な意思決定や業務執行の監督等、その役割・責務を果たすため、性別・年齢等にかかわらず、知識・経験・能力のバランスを踏まえ、多様性と適正規模（定款に定める12名以内）を両立させる形で構成いたします。ジェンダーや国際性を含む一層の多様性の確保については課題として認識しており、引き続き検討してまいります。また、経営に対する監視機能の実効性を確保するため、独立性の高い社外役員の活用に努め、特に監査役には必要な財務、会計に関する知識を有する者、あるいは企業経営等に関する見識と経験を有する者を選任しております。

【原則5－2　経営戦略や経営計画の策定・公表】
当社は、経営戦略・経営計画については、決算発表資料、有価証券報告書等でその要旨を掲載しており、掲載にあたっては、株主の皆様に分かりやすい言葉・論理で説明するよう心がけております。
収益力・資本効率に関する目標については、短期的な業績変動が激しいため現在は公表しておりませんが、今後、経営課題として公表を検討してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－7　関係当事者間の取引】
当社は、関連当事者間の取引については、社内規程に従い、取引の規模及び重要性に応じて、財務、会計、税務、法務などの専門的見地からの審査を経たうえで、必要な決裁を経て実施しております。
その内容については、内部監査部門が対象者に対し書面によるアンケート調査を行う等の方法により定期的に監査しております。
取締役の利益相反取引については、法令に従い、取締役会の承認を受けて実施し、その結果を取締役会に報告しております。

【原則2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、確定給付企業年金の運用にあたっては、基本方針及び規約を定め、その内容に沿って運用を行っております。その中には将来に亘って健全な年金制度運営を維持するために必要な運用目標及び政策的資産構成割合も定めており、委託した運用機関から四半期毎に運用報告を受け、その定量的・定性的な評価を行っております。尚、積立金の運用結果については年1回、従業員に開示しております。また、運用機関に対するモニタリングのために、必要な経験や資質を備えた人材を配置するとともにその育成にも努めてまいります。

【原則3－1　情報開示の充実】
⑴ 経営理念及び経営の基本方針
当社は、創業以来、無機・有機金属薬品を中心とする薬品事業と金属加工製品を中心とする建材事業の二つを柱として「顧客ニーズに対応した高品質・高付加価値製品の開発、新規事業の開拓とその実績化」により成長力を確保するとともに、「企業は公器」との理念に基づき、透明性、信頼性の高い企業運営を図って「株主」「取引先」「社員」「地域社会」の期待に応え、共に発展していくことを経営の基本方針としております。
当社は、薬品・建材両事業における先端的技術と独創的開発をさらに追及し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保・向上していくため、既存製品については、コスト引き下げ・効率化・合理化等による競争力の強化や新用途開発、新規顧客開拓等によりシェア維持・拡大を図り、新製品については、市場・顧客ニーズを的確にとらえた開発・実績化・拡販を図るとともに、新規事業の開拓、海外展開強化、資本・業務提携等の推進により、業績の維持・向上を図ってまいります。
一方で、激変する事業環境に対し、薬品事業における海外子会社での生産品目追加や福島第一工場での電池材料受託加工等の生産増強を主体に建材事業を含めた国内4工場に海外子会社を加えた「5工場」でのグローバルな観点からの最適・最大生産・販売体制を構築するとともに、設備と要員の一段の効率化及び安価原料・リサイクル原料の一層の活用を図り、低稼働でも一定水準の利益を確保できるような低コスト体質を構築することを考えております。

⑵ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の「1．基本的な考え方」に記載しておりますのでご参照ください。

⑶ 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続
当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、社内取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、賞与及び業績連動型株式報酬により構成し、社外取締役については、基本報酬及び賞与を支払うこととしております。
取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名報酬委員会において検討を行います。取締役会は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。
また、本決定方針は、指名報酬委員会の答申を踏まえ決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続
経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名にあたっては、当社の経営陣幹部又は取締役・監査役として相応しい優れた人格、見識、能力及び豊富な経験並びに高度な専門性とともに、高い倫理観を有している者を登用することを方針としております。また、経営陣幹部の職務執行に不正又は重大な法令等の違反があった場合は解任することとしております。
選任・指名にあたっては、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会で経営陣幹部と取締役・監査役の選解任を検討し、取締役会に答申し、取締役会で審議、承認された後、取締役、監査役の選任の候補者については、株主総会に議案として提出された上で決定されます。尚、監査役候補者の選任を行うにあたっては、監査役会の同意を得ております。

⑸ 各取締役・監査役候補者の選任理由については、株主総会招集通知において開示しております。
任期満了等の形式的な理由以外の解任の場合は適時・適切に開示いたします。

【補充原則4－1－1　取締役会による経営陣幹部に対する委任の範囲の明確化・概要の開示】
当社は、執行役員制度を導入し、法令の範囲内で経営の意思決定と業務執行を分離し、迅速かつ機動的な意思決定を行っております。従って、意思決定すべき事項については、取締役、執行役員で構成される経営会議、稟議等で、重要性の度合いに応じて詳細かつ具体的な付議・報告基準を定め、取締役会は法令及び定款に定められた事項、当社及びグループ会社の重要事項を決定しております。
取締役会及び経営会議への付議事項以外の事項については、稟議による社長又は経営陣幹部への決裁に委任しております。また、業務執行責任者及び社内部門長の職務権限、職務分掌等についても、社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しがなされる仕組みを構築しております。

【原則4－8　独立取締役の有効な活用】
東京証券取引所の規定に基づく独立役員の要件を満たした独立社外取締役3名を選任しております。当社の社外取締役は、多様な視点や豊富な経験と高い見識に基づいて、会社から独立した社外の視点から経営判断し、特にガバナンス面で当社にとって有効な様々な助言・提言を行う役割を担って頂いていることから、今後とも複数の社外取締役を選任していく予定としております。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性の判断基準】
当社は、東京証券取引所の定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4－11－1　取締役会全体のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
当社の取締役会は、定款においてその員数を12名以内とし、各事業に伴う知識、経験、専門性、能力等のバランスに配慮しつつ、適切と思われる人員で構成することを基本的な考え方としております。

【補充原則4－11－2　取締役・監査役の兼任状況】
当社の取締役及び監査役の重要な兼職の状況については、有価証券報告書において開示しております。

【補充原則4－11－3　取締役会全体の実効性についての分析・評価の開示】
当社は、コーポレートガバナンス・コードに基づき、取締役会において、取締役会の実効性について自己評価を実施しました。実効性評価は、第三

者機関を利用し、取締役、監査役全員を対象に率直な意見を求めやすいように匿名を条件に個別にアンケートを実施しました。アンケートの結果を踏まえ、取締役会において取締役会の実効性について分析・評価を行った結果、概ね実効性が確保されていることが確認されました。一方で、取締役会の構成・運営や取締役、監査役に対する支援体制の強化、取締役会における議論の充実等の意見が出され、今後の更なる取締役会の活性化に向けた課題も共有いたしました。また、指名報酬委員会の実効性についても、上述の個別アンケートの中に設問を加えて評価を行っております。指名報酬委員会については、導入直後であり、その役割等、各役員が充分に把握できていないとの意見があり、今後、更なる運営の充実を図ります。
各々の課題については改善の余地があることから、取締役会において、この実効性評価の結果を踏まえ、課題に向けて充分検討を行った上で、更なる対応を行い、取締役会の機能を高める取組みを継続的に進めていきます。

【補充原則４－１４－２　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社は、取締役及び監査役が、その役割及び機能を果たすために必要とする、経済情勢、業界動向、法令遵守、コーポレート・ガバナンス及び財務会計その他の事項に関する情報を収集・提供し、取締役及び監査役の職務遂行を、費用面も含め支援してまいります。
また、当社は、社外取締役及び社外監査役が、その役割及び機能を果たすために、当社グループの経営戦略、経営計画、各種事業の状況、経営環境及び経営課題等につき、その就任後適時に、各所管部署又は担当役員から説明を受け、十分な理解を形成できるよう、費用面も含め支援してまいります。

【原則５－１　株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針】
当社では、総務担当取締役及び総務部長が総務課、経理課等のIR活動に関連する部署を統轄し、経営戦略・内部監査部門と連携を図って活動を行っております。
総務部では、投資家からの電話取材や問合せ等のIR対応を積極的に受け付けるとともに、東京証券取引所における報道各社への説明を行っております。また、その結果は、総務担当取締役が必要に応じ、取締役会及び経営陣幹部にフィードバックしております。
なお、投資家との対話の際は、規程に則り、未公表の重要な内部情報が漏洩することのないよう留意するとともに、いずれの場合においても、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わるテーマを対話の軸とする等、インサイダー情報管理に留意しております。

## 2．資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

### 【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| 日化産取引先グループ持株会 | 2,173,800 | 10.80 |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 1,088,902 | 5.41 |
| 大樹生命保険株式会社 | 1,000,000 | 4.97 |
| 株式会社三井住友銀行 | 970,000 | 4.82 |
| CGML PB CLIENT ACCOUNT／COLLATERAL<br>(常任代理人　シティバンク、エヌ・エー東京支店) | 951,100 | 4.72 |
| にっかさん従業員持株会 | 716,529 | 3.56 |
| 住友不動産株式会社 | 591,300 | 2.94 |
| 住友金属鉱山株式会社 | 541,900 | 2.69 |
| 日本パーカライジング株式会社 | 490,000 | 2.43 |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 | 457,000 | 2.27 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

### 補足説明 更新

2020年8月21日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社(東京都千代田区)が2020年8月14日現在1,767,100株(保有割合8.54%)を保有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における同社の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

## 3．企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第二部 |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 化学 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における（連結）売上高 | 100億円以上1000億円未満 |

| | |
|---|---|
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情は特段ありません。

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1．機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 12 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 9 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 3 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 3 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 井上幸夫 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 吉成昌之 | 弁護士 | | | | | | | | | | | |
| 鉢村　健 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 井上幸夫 | ○ | 井上幸夫氏は東京証券取引所の定める独立役員としての要件を備えており、尚且つ当社と代表取締役を務める有限会社オフィスアーク及び過去に総務部長を務めていた富士写真フイルム株式会社の間には取引がありませんので、独立性を保持していると判断しております。 | 井上幸夫氏は、豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営全般に関し会社から独立した社外の視点から経営判断をし、もってコーポレート・ガバナンスの強化に貢献していただけるものと判断しております。 |
| 吉成昌之 | ○ | 吉成昌之氏は東京証券取引所の定める独立役員としての要件を備えており、尚且つ当社と第一勧業信用組合員外監事を務める第一勧業信用組合とは取引がありませんので、独立性は保持していると判断しております。 | 吉成昌之氏は、弁護士として長年法律事務所へ勤務しており、法律全般に関する豊富な経験と高い見識に基づき、会社から独立した社外の視点から経営判断をし、もってコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスの強化に貢献していただけるものと判断しております。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 鉢村　健 | ○ | 鉢村 健氏は東京証券取引所の定める独立役員としての要件を備えており、尚且つ当社と社外監査役を務める株式会社ルネサンス、社外取締役監査等委員を務めるアレンザホールディングス株式会社、代表取締役を務める令和総合研究所株式会社及び顧問を務める凸版印刷株式会社との間には取引がありませんので、独立性は保持していると判断しております。 | 鉢村 健氏は、日本銀行及び日本国政府の要職を務めた豊富な経験と幅広い見識に基づき、会社から独立した社外の視点から経営判断をし、もってコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスの強化に貢献していただけるものと判断しております。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | あり |

### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

| | 委員会の名称 | 全委員（名） | 常勤委員（名） | 社内取締役（名） | 社外取締役（名） | 社外有識者（名） | その他（名） | 委員長（議長） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 指名報酬委員会 | 5 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 | 社内取締役 |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 指名報酬委員会 | 5 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 | 社内取締役 |

### 補足説明 更新

2020年2月27日に開催された取締役会の決議により、取締役等の指名及び報酬等の決定に関する手続きの透明性・客観性を強化することを目的に取締役会の諮問機関として、任意の指名報酬委員会を設置いたしました。この指名報酬委員会は取締役会の諮問に応じて取締役等の指名及び報酬等に関する事項を審議し、取締役会に答申いたします。なお、指名報酬委員会の委員は、社内取締役及び独立社外取締役3名以上で構成され、その過半数を独立社外取締役としております。原則年2回開催することとしており、直前事業年度は、この委員会を3回開催し、委員全員が出席しております。

## 【監査役関係】

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4 名 |
| 監査役の人数 | 4 名 |

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門である社長室は、リスクマネジメント、諸規程遵守等内部統制システムに基づく内部監査を実施しており、その結果については取締役と同時に監査役にも報告し、意見を求める等、連携に努めております。また監査役と会計監査人は定期的に会議を開催し、監査に対する意見交換を行っております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 3 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名 |

### 会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 吉田豊 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | △ | | | |
| 富山正次 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |
| 小野寺文敏 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　　その他

### 会社との関係(2)

更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 吉田豊 | | 吉田豊氏は、当社の借入先、取引先である三井住友信託銀行株式会社の出身ですが、取引の規模・内容に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。 | 吉田豊氏については、金融機関における長年の経験があり、証券関連業務及び各営業拠点における支店長経験をはじめとして相当程度の知見を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任しております。 |
| 富山正次 | ○ | 富山正次氏は、公認会計士として、長年、あずさ監査法人に勤務されておりましたが、当社との取引関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。 | 富山正次氏については、公認会計士として培われた経験により、高度な財務及び会計に関する専門知識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任しております。 |
| 小野寺文敏 | ○ | 小野寺文敏氏が、代表取締役社長を務める室町不動産株式会社及び株式会社室町クリエイトと当社の間には取引関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。 | 小野寺文敏氏については、金融機関における長年の企業経営に関する経験に加え、室町不動産株式会社及び株式会社室町クリエイトで代表取締役社長を務めるなど、企業経験者として幅広い見識、豊富な経験と実績を有することから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任しております。 |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 5 名 |

### その他独立役員に関する事項

-

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 業績連動報酬制度の導入 |

### 該当項目に関する補足説明

当社は、取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるために、2017年6月28日開催の第92回定時株主総会においてインセンティブ報酬制度として「業績連動型株式報酬」（信託方式）を導入いたしました。本制度は、取締役会が定める「株式交付規程」に基づき、社外取締役を除く取締役に対して、その役位及び業績達成度等に応じた当社株式を付与するという制度です。当社は、現金報酬とは別枠で本制度を採用することとしており、当初3年間（以後更新可）の信託期間中に1億80百万円を上限とする金員を取締役に対する報酬として拠出いたします。
ストックオプション制度については、過去導入した経緯がありますが、現在は実施しておりません。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | |

### 該当項目に関する補足説明

―――

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| (個別の取締役報酬の) 開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

### 該当項目に関する補足説明 更新

当社の直前事業年度に係る取締役の報酬の額は、取締役9名に対し、総額137百万円です。報酬総額が1億円以上であるものが存在しないため、個別開示は行っておりません。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 | あり |

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、社内取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、賞与及び業績連動型株式報酬により構成し、社外取締役については、基本報酬及び賞与を支払うこととしております。
取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名報酬委員会において検討を行います。取締役会は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。
また、本決定方針は、指名報酬委員会の答申を踏まえ決定しております。

## 【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

社外取締役については、取締役会の事務局である社長室が取締役会資料の事前配布・説明を行う等サポートしております。社外監査役が職務遂行上、補助を必要とした場合、社長室長へ社長室員の派遣を要請でき、この間は、当該社長室員は社外監査役の指揮命令下に入ります。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社はコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を受けて、具体的には次の機関を設置し、必要な諸施策を実施しております。
1) 取締役・取締役会
　当社は、取締役会を、経営の基本方針と戦略の決定、重要な業務執行に関する事項の決定、並びに業務執行の監督を行う機関と位置付けております。定款で取締役は12名以内と定めておりますが、現在、社外取締役3名を含む9名の取締役で構成されております。取締役会は、原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役の責任を明確化するため、任期は1年としております。管理部門、薬品事業、建材事業の各担当取締役等から報告される全社にわたるきめ細かな情報をベースに、充分な議論を尽くした上で重要事項の意思決定を行うとともに執行部門への監督を行い、経営の効率化・健全化・経営責任の明確化に最大限の努力を図っております。
2) 執行役員制度
　当社は、業務執行の迅速化、効率化を図るため、業務を担当する執行役員以下に執行権限を委譲する執行役員制度を採用しております。執行役員は、取締役会が決定した基本方針に従って、業務執行を行っております。執行役員は、現在8名(内、取締役兼務者が6名)で、その任期は1年としております。
3) 経営会議
　当社は、社長の意思決定を補佐するための機関として、社長、執行役員が出席する経営会議を設けております。経営会議では、取締役会付議事項の決定、取締役会で決定された基本方針、計画、戦略に沿って執行役員が業務執行を行うことに伴う施策の審議等を行っており、経営会議の審議を経て社長が意思決定をすることとしております。
4) 監査役・監査役会
　当社は、監査役制度を採用しており、4名の監査役で監査役会を構成し、うち3名が社外監査役であります。各監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画に従い、取締役の職務執行全般にわたって監査を行っており、原則毎月開催される監査役会を通じて監査意見の交換・形成を図るとともに、常勤監査役が経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会などの重要会議に出席するなど、監査機能の充実に努めております。さらに、各監査役は取締役会に出席するほか、会計監査人、代表取締役社長、社外取締役、業務執行取締役と定期的に意見交換を行い、連携を図り監査機能の強化に努めております。
なお、社外監査役3名は、経験と見識及び専門的な知識を有し、独立した立場から客観的・中立的監査を行えることとなっております。
5) 内部監査部門
　当社は、社長室が内部監査を担当しており、内部監査規程に基づき事業年度ごとに監査計画を作成し、業務の運用状況やリスク事象への対応状況等について内部監査を実施し、結果を社長及び監査役に報告しております。重大な改善事項については、社長の承認を得たうえで改善指示を行い、業務の改善を図っております。また、社長室は、監査役による監査及び会計監査人による監査と相互に効率的に遂行できるよう協力しております。
6) 指名報酬委員会
　当社は、取締役等の指名及び報酬等の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化することを目的に取締役会の諮問機関として、任意の指名報酬委員会を設置しております。この指名報酬委員会は取締役会の諮問に応じて取締役等の指名及び報酬等に関する事項を審議し、取締役会に答申致します。なお、指名報酬委員会の委員は、社内取締役及び独立社外取締役3名以上で構成され、その過半数を独立社外取締役としております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役会に経営の基本方針と戦略の決定、重要な業務執行に関する事項の決定と監督を行わせるとともに、監査役会が取締役会を牽制する体制とし、業務執行の迅速化、効率化を図り、また、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することで、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることができる体制と考えております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 会社法で定められた期日より1日でも早期に発送するよう努めております。 |

### 2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| IR資料のホームページ掲載 | 決算関係及び東京証券取引所での開示事項についてタイムリーに掲載しております。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | IRに関する対応は、総務部において適宜行っております。 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施 | ISO14000シリーズ認証取得等、環境保全活動には万全を期しております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 各ステークホルダーへの情報提供はホームページ等で適宜迅速に行っております。 |
| その他 | 個別の質問に対しては、インサイダー情報にならないよう留意しつつ、懇切に回答しております。 |

# Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムといたしましては、従前より組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、決裁規程、内部監査規程等、内部統制制度構築のための組織・諸規定の整備を推進してまいりました。更に、会社法に従い、取締役会で決議しました内部統制システム構築の基本方針に基づき、下記の体制を整備しております。なお、基本方針に関しては適宜改訂を行っております。

・取締役及び使用人の職務の執行が法律及び定款に適合することを確保するための体制については、体制整備を目的としコンプライアンス綱領としての「日本化学産業企業行動規範」を策定し、この徹底を図るため「コンプライアンス委員会規程」を策定しております。コンプライアンス委員会規程に基づき、委員会を組織し、委員会において「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、全役員、従業員へ配布、コンプライアンスの周知・徹底を図っております。また、コンプライアンス委員会を毎月開催し、遵守状況の確認及び問題点の改善を行っております。

更に「内部通報処理規程」を策定、実施し、従業員等からの法令及び定款違反等の通報や相談が出来る体制を構築しております。

・取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「文書管理規程」、「情報システム業務管理規程」、「印章管理規程」を策定し、取締役及び使用人の職務の執行に係る情報を包括的に管理しております。

・損失の危険の管理に関する規定その他の体制については、「リスク管理規程」を策定し、経営危機等リスクに対し、管理責任者を任命し、有事の際の対応体制・方法等の整備を実施しております。また、東日本大震災、福島原発事故、タイにおける大洪水等の被災を教訓に、中核となる事業の継続あるいは、早期復旧を可能にする「事業継続計画」（ＢＣＰ）を策定し、実行に移しております。また、新たにリスク管理委員会を設置し、リスク重点課題の設定・進捗管理等を行い、リスク管理強化を図っております。

・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び金融商品取引法で求められている財務報告の信頼性確保の体制整備については、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を策定するとともに、推進チームを編成し、財務報告の内部統制に係る重要な業務の文書化及び諸規程の整備等内部統制システムの一層の強化・改善に努めております。さらに内部監査部門により内部統制の整備・運用状況を適法性及び効率性の観点から検討のうえ評価し、これに基づいて推進チームより改善を重視した是正勧告及びこれを取締役会、監査役に報告するとともに当該部門で是正作業を実施し、内部統制の整備状況の把握及び改善に努めております。

・当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制については、当社は、連結対象子会社の自主性を尊重しつつ「関係会社管理規程」に基づき、月1回ないしは必要に応じて連結子会社より事業状況等の報告を受けております。連結子会社は、当社海外本部等を通じての指導、管理のもと当社のリスク管理体制に準じたリスク管理体制を構築・整備するとともに、相互連携の強化や情報の共有化を図っております。 連結子会社は、業務の適正を確保するため、当社に準じたコンプライアンス体制を構築、運用し、月1回、法令、 定款及び社内規程の遵守状況を確認し、コンプライアンス委員会に報告しております。また、内部通報制度を整備し、従業員等からの法令及び定款違反等の通報や相談ができる体制を構築しております。内部監査部門は必要に応じて、連結対象子会社を監査しております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、企業行動規範として「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たない」を役員・従業員が一体となり守り、行動すると規定化しております。また内部統制システムに関する基本方針の一つとして、「当社及び子会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力との関わりを一切持たないよう対処する」を取締役会決議しております。

# Vその他

## 1．買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | あり |

### 該当項目に関する補足説明 更新

1.買収防衛に関する事項
(1)基本方針の内容
当社は、市場のグローバル化、株式持合いの解消等が進む中で、買収対象企業の同意を得ることなく、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する敵対的買収が行われるリスクは高まっていると認識しております。もとより、当社といたしましては、買収提案が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を図るものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資する場合は、これを一概に否定するものではありません。
しかしながら、敵対的買収の中には、一時的、短期的に高配当又は高株価を実現することを目的とするもの、買収後の経営方針・計画が当社の培ってきた経営基盤と無縁で実現性に乏しい曖昧なものや、当社や株主の皆様に買収提案の内容を検討する情報や時間すら与えないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する、あるいはそのおそれが顕著であるものも少なくないと考えております。
当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を中長期的に確保又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。
したがいまして、当社は、当社の経営方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を著しく損なうおそれのある当社株券等の大規模買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切なものとして、法令等及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。
(2)基本方針の実現に資する特別な取組み
当社は、柳澤二郎氏、柳澤三郎氏の両名が、1939年８月に有機・無機の工業薬品の製造を目的に創業した柳澤有機化学工業所を前身とし、その販売部門として1946年２月に設立された、日本化学産業株式会社と柳澤有機化学工業所とを1948年４月に統合して製造・販売一体の現在の営業の基盤を完成させ、今日に到っております。当社の取扱品は一般的な装飾用めっき薬品が主でありましたが、新規の製品開発・用途開発を積極的に進めた結果、現在はＯＡ機器・エレクトロニクス等幅広い分野に用いられる表面処理用薬品・触媒用薬品・電池用薬品・セラミックス・ガラス用薬品等、多品種・多用途にわたる無機・有機金属薬品を製造販売する薬品事業に成長し、1963年に進出した建材事業は、アルミよろい戸をはじめ多数の製品を開発し、現在は防火・通気（換気）・防水関連で特殊な機能を持つ住宅建材製品を主に製造販売しています。
これらは、当社が長年にわたり開発、蓄積したノウハウ及びそれに基づく開発力と薬品製造における生産技術力、建材製造における金属加工技術力により成し得たものであり、それらによりユーザーの要望・ニーズにお応えすることによって高い評価をいただいてまいりました。
当社の経営方針は、薬品・建材両事業における先端的技術と独創的開発をさらに追求し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保又は向上していくことにあります。その実現のため、既存製品については、コスト引き下げ・効率化・合理化等による競争力の強化や新用途開発、新規顧客開拓等によりシェア維持・拡大を図り、新製品については、市場ニーズを的確に捉えた開発・実績化・拡販を図るとともに、新規事業の開拓、海外展開強化、資本・業務提携等の推進により、引き続き業績の維持・向上を図ってまいります。
一方で、激変する事業環境に対し、薬品事業における海外子会社での生産品目追加や福島第一工場・埼玉工場での電池材料受託加工等の生産増強等を主体として、国内４工場に海外子会社を加えた５工場でのグローバルな生産・販売体制を構築・拡大するとともに、設備と要員の一段の効率化及び安価原料・リサイクル原料の一層の活用を図り、低稼働でも一定水準の利益を確保できるような低コスト体質を構築してまいります。また、これらを背景として、新規需要が期待される環境対応型表面処理用薬品やリチウムイオン電池用正極材、プリント基板用薬品等の情報技術関連薬品の更なる開発・販売促進を行うことも、当面の最重要課題であると考えております。
また、当社グループ全体として事業環境、自然災害等の変動リスクに的確かつ迅速に対応すべく、東日本大震災及びタイ洪水における教訓を踏まえた事業継続計画（ＢＣＰ）を定着・実行するとともに、一層強靭な事業体質・収益力を構築し、薬品及び建材事業の販売及び生産全てにおいて、あらゆるイノベーションへ積極的に取り組むことによって、「新たな価値」を創出し、これを顧客の皆様へ提供することを通して、業績の持続的な成長を確実なものといたしたく考えております。当社はこれらの施策を実行、達成することにより、必ずや当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益が確保・向上されるものと確信しており、株主の皆様ほか取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係も一層強化できるものと考えております。
当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上に邁進する一方で、「企業は公器」との理念に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実と透明性、信頼性の高いコンプライアンスの遵守も最も重要な課題であると位置付けて実践しております。
コンプライアンスの遵守については、綱領としての「日本化学産業行動規範」及び「コンプライアンス委員会規程」を策定し、コンプライアンス委員会規程に基づき委員会を設置しております。月１回、同委員会を開催しコンプライアンスに抵触する案件がないかチェックし、同委員会において作成した「コンプライアンス・マニュアル」を全役員及び従業員へ配布するとともにそのマニュアルを基に教育を行い、コンプライアンスの周知徹底を図っております。
当社は、上記の具体的取組みを通じて、供給する製品群について、今後も常に環境と安全性に最大限考慮する等、社会的責任を果たすことを重視して行動することにより、資本市場からの一層の評価が得られるよう努力してまいります。
(3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み
当社は、2021年６月25日開催の当社第96回定時株主総会において、新株予約権と信託の仕組みを利用した信託型ライツ・プラン（以下「本信託型ライツ・プラン」といいます。）を設定することを決議し、株主の皆様のご承認をいただき、本信託型ライツ・プランを設定しました。本信託型ライツ・プランは、当社株券等の保有者及びその共同保有者であって、15%を超える議決権割合を有する者になったことを示す公表が全てなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき、又は、当社株券等について、買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の議決権割合がその者の特別関係者の議決権割合と合計して15%を超えることとなるような公開買付けの開始公告を行ったことを示す公表が全てなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき等に限り、原則として、当社株券等の議決権割合の15%を超える割合を有する大規模買付者グループに属する者以外の者のみが行使できる新株予約権を、あらかじめ特定の信託銀行に対して発行しておき、信託を利用することで、大規模買付者グループが出現した時点における株主の皆様全員が当該新株予約権の交付を受けることができるようにする仕組みです。この仕組みが存在することによって、当社取締役会は、大規模買付者グループについて情報の収集・検討等を行い、株主の皆様に、大規模買付者グループが当社の経営に携わった場合の当社の経営方針や、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に与え得る影響等を説明することが可能となり、また、当社が代替案を提示する機会及びそのための時間を確保できることとなります。そして、これを利用して株主の皆様のために大規模買付者と交渉し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上に資すると判断された場合を除いては、本信託型ライツ・プランを発動することとなります。
(4)上記(2)の取組みについての取締役会の判断

当社の中期経営計画の策定等による企業価値向上に向けた取組み、コーポレート･ガバナンスの充実等の各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、結果として当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する株式の大規模買付けの防止に資するものです。したがいまして、上記(2)の取組みは上記(1)の当社の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様共同の利益を損なうものでなく、又、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

(5)上記(3)の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は上記(3)の取組みは当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する大規模買付けを防止するものでありますことから、上記(3)の取組みは、上記(1)の当社の基本方針に沿って策定されたものであると考えております。

また、当社取締役会は、上記(3)の取組みは、1)設定に際しての株主総会特別決議による承認を経ていること、2)合理的な客観的解除要件が設定されていること、3)新株予約権の無償取得の可能性が確保されていること(デッドハンド性の否定)、4)有事の際の発動･維持･解除等に関する判断権者、手続、判断方法等を具体的に記載したライツ･プラン運用ガイドラインを取締役会で決議することとしていること、5)独立社外者のみからなる特別委員会が設置され、その勧告を最大限尊重することとされていること、6)発動時に第三者専門家の意見を取得することとしていること、7)有効期間を限定(3年間)していること(サンセット条項)、8)当社取締役の任期が1年とされており、また当社取締役会はいわゆる期差任期型取締役会でないことから、株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

## 2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1．会社情報の開示基準

当社は、東京証券取引所の定める『上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則』及び当社の社内規程に従って、各部門であらかじめ定められた情報管理責任者が開示すべき会社情報か否か判断し、開示すべき情報に該当するかどうか不明な場合には、社長室に照会す

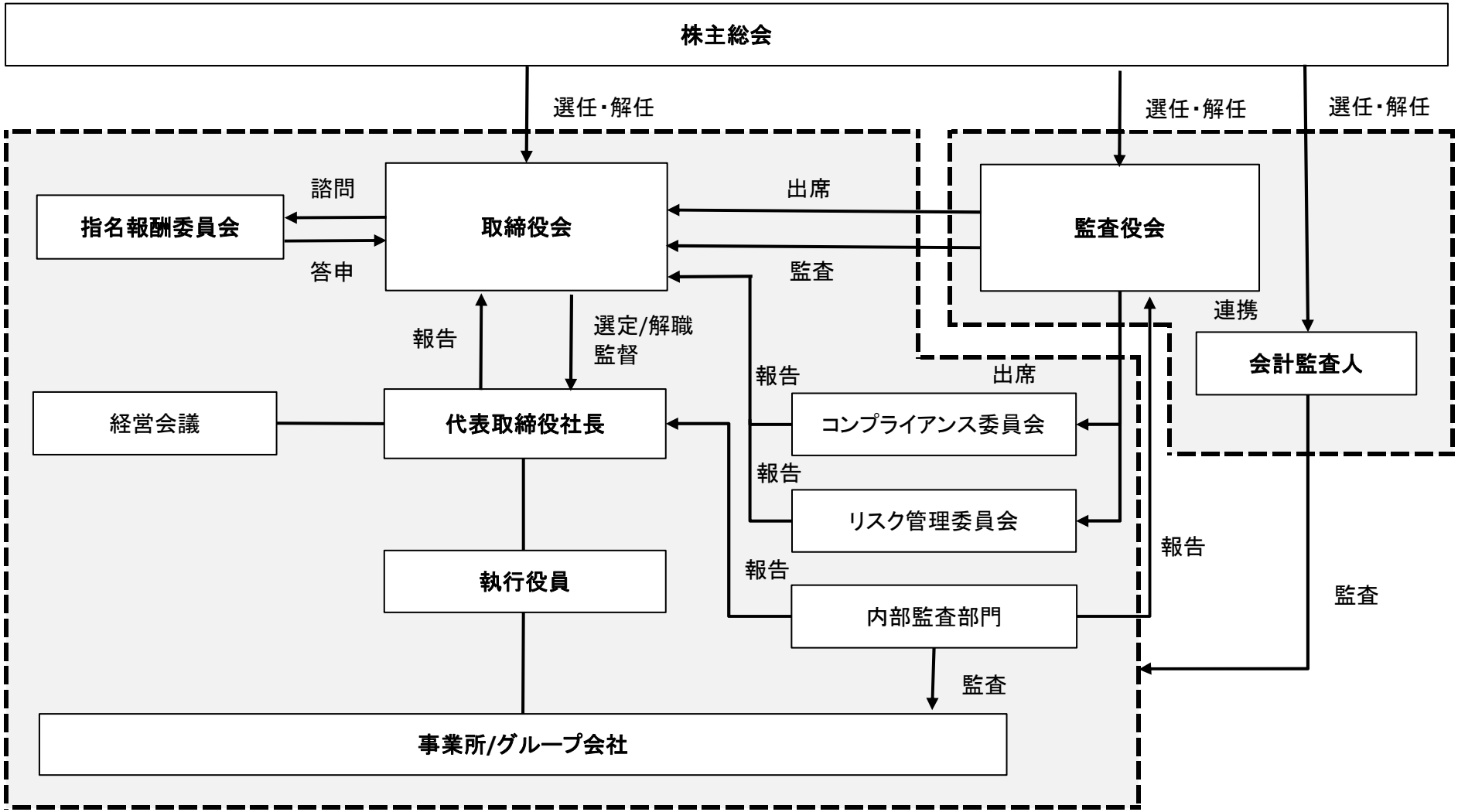
ることになっております。

2．会社情報の開示手続き

開示すべき会社情報は、社内規程に沿って情報管理を徹底すると共に、総務部長を通じ取締役社長に報告し、取締役社長は所定の手続きを経て取締役会に諮ることになっており、取締役会で情報開示が承認された後は、遅滞無く適時開示を行うことになっております。

3．適時開示の担当部署及び社外からの問合せ窓口

東京証券取引所での適時開示の担当部署、及び開示情報への社外からの問合せの窓口は総務部長が行うことになっております。


株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
諮問
答申
指名報酬委員会
取締役会
出席
監査
監査役会
連携
会計監査人
報告
選定/解職
監督
出席
経営会議
代表取締役社長
報告
コンプライアンス委員会
報告
リスク管理委員会
報告
執行役員
報告
内部監査部門
監査
監査
事業所/グループ会社